

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(府 令)

○火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府一四)

(省 令)

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(総務七)

○火薬類運送規則の一部を改正する省令(国土交通三)

(告 示)

○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件(総務三一)

○令和五年度技能検定実施計画を定める件(厚生労働三三)

○令和四年国土交通省告示第四百五十五号の一部を改正する件

(国土交通一〇八)

(官庁報告)

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について(気象庁)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達

関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

五

三

二

府

令

○内閣府令第十四号

火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第十九条第一項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和三十五年総理府令第六十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(運搬の届出)

第二条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号。以下「法」という。第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出して行うものとする。
〔2 略〕

別記様式第二(第2条関係)

運搬区間			
運搬計画表			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の通路及び通過日時			
摘要			

備考

- 1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき1枚とする。〔運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。〕
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。(往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数が多いもの又は連行台数が多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。)
- 3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を示した略図を記入すること。

改正前

(運搬の届出)

第二条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号。以下「法」という。第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書、通及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出して行うものとする。
〔2 同上〕

別記様式第二(第2条関係)

運搬区間			
運搬計画表			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の通路及び通過日時			
摘要			

備考

- 1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき2枚とする。〔運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。〕
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。(往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数が多いもの又は連行台数が多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。)
- 3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を示した略図を記入すること。

3 2 第二條 この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬(同日前に開始された火薬類の運搬同日以前に開始されたものについては、なお従前の例による。)
同日前に開始される火薬類の運搬及び同日前に開始された火薬類の運搬による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されたものについては、なお従前の例による。
この府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。
旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第一條 (施行期日)
この府令は、令和五年三月一日から施行する。
(経過措置)

附則
備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第一 (第十條関係)

区 分		数 量	
火	薬	薬 量 200キログラム	
爆	硝安油剤爆薬・含水爆薬	薬 量 120キログラム	
	上記以外の爆薬	薬 量 100キログラム	
火	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個	
	導火管付き雷管	1万個	
	銃用雷管	40万個	
	捕鯨用信管・捕鯨用火管	12万個	
	実包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	40万個
空	包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	20万個
	工	導 爆 線	6キロメートル
品	制 御 発 破 用 コ ー ド	1.2キロメートル	
	爆 発 せ ん 孔 器	2,000個	
	コ ン ク リ ー ト 破 砕 器	2万個	
	煙 火	玩具煙火(クラッカーボールを除く。)	薬 量 2トン
		クラッカーボール・引き玉	薬 量 200キログラム
		上記以外の煙火	薬 量 600キログラム
	上 記 以 外 の 火 工 品	薬 量 100キログラム	
備考 本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。			

別表第一 (第十條関係)

区 分		数 量	
火	薬	薬 量 200キログラム	
爆	薬	薬 量 100キログラム	
火	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個	
	導火管付き雷管	1万個	
	銃用雷管	40万個	
	捕鯨用信管・捕鯨用火管	12万個	
	実包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	40万個
空	包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	20万個
	工	導 爆 線	6キロメートル
品	制 御 発 破 用 コ ー ド	1.2キロメートル	
	爆 発 せ ん 孔 器	2,000個	
	コ ン ク リ ー ト 破 砕 器	2万個	
	煙 火	がん具煙火(クラッカーボールを除く。)	薬 量 2トン
		クラッカーボール・引き玉	薬 量 200キログラム
		上記以外の煙火	薬 量 600キログラム
	上 記 以 外 の 火 工 品	薬 量 100キログラム	
備考 本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。			

(経過措置)

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）第六条第一項（第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する手順を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は新接続料規則及び第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）（以下これを「新規則」と総称する。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、この省令の施行の日において法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定による申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定による認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

○国土交通省令第三号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十条第二項の規定に基づき、火薬類運送規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十六日

火薬類運送規則の一部を改正する省令

火薬類運送規則（昭和三十六年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

改正後

(表示)

第五条 火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては個数、導爆線及び制御発破用コードにあつては長さ、その他の火薬類にあつては重量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を明瞭に表示して運送しなければならない。ただし、一車又は一コンテナ（運送途中において運送する物自体の積替えを要せず運送するために作られた運送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み及び取り卸しのための装置並びに車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）を専用して積載し、又は収納する火薬類の包装には、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付さないことができる。

別表（第三条、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）

爆 薬		区 分	数 量
前記以外の爆薬	薬量 一〇〇キログラム		
硝安油剤爆薬 含水爆薬	薬量 一二〇キログラム		

改正前

(表示)

第五条 火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類（別表の種類をいう。）、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては個数、導爆線及び制御発破用コードにあつては長さ、その他の火薬類にあつては重量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を明りように表示して運送しなければならない。ただし、一車又は一コンテナ（運送途中において運送する物自体の積替えを要せず運送するために作られた運送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み及び取り卸しのための装置並びに車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）を専用して積載し、又は収納する火薬類の包装には、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付さないことができる。

別表（第三条、第五条、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）

爆 薬		区 分	種 類	数 量
火 薬	火 薬			
爆 薬	薬量 一〇〇キログラム			

この省令は、令和五年三月一日から施行する。

（略）

火 工 品																		
前記以外の火工品	煙火			コンクリート破砕器	爆発せん孔器	制御発破用コード	導爆線	空包		実包		捕鯨用火管	捕鯨用信管	銃用雷管	信号雷管	導火管付き雷管	電気雷管	工業雷管
	前記以外の煙火	引き玉	玩具煙火（クラッカーボールを除く。）					一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のも	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のも							

（略）

（略）

火 工 品																		
前記以外の火工品	煙火			コンクリート破砕器	爆発せん孔器	制御発破用コード	導爆線	空包		実包		捕鯨用火管	捕鯨用信管	銃用雷管	信号雷管	導火管付き雷管	電気雷管	工業雷管
	前記以外の煙火	引き玉	がん具煙火（クラッカーボールを除く。）					一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のも	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のも							

（略）